

補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために佐倉市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する佐倉市内に所在する住宅。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 佐倉市への申請及び実績報告（以下「実績報告」という。）の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために佐倉市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する佐倉市内に所在する住宅。</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者が管理する、佐倉市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）。</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 佐倉市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p>

	<p>(2) 佐倉市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する佐倉市内に所在する住宅であること。</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、佐倉市への実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 佐倉市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために佐倉市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する佐倉市内に所在する住宅。</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。</p> <p>(2) 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、佐倉市への実績報告の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。</p>
住民の合意形成のための資料	<p>マンション管理組合が管理する、既存のマンション等であること。</p>
住宅用太陽光発電設備	<p>(1) 住宅用太陽光発電設備の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する佐倉市内に所在する住宅。</p> <p>(3) 第6条に定める市への交付の実績報告の日までに、次のいずれかの設備が設置されているもの。この場合において、新設又は既設を問わないものとする。</p> <p>(ア) エネルギー管理システム（HEMS）（住宅全体の電力</p>

	<p>使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものをいう。）</p> <p>(イ) 佐倉市で補助する要件を満たす定置用リチウムイオン蓄電システム</p>
--	---